

# 大学ファンドの創設について

令和3年1月  
内閣府 文部科学省

# 10兆円規模の大学ファンドの創設

## 現状とファンド創設の狙い

- 研究力(良質な論文数)は相対的に低下
- 博士課程学生は減少、若手研究者はポストの不安定/任期付
- 資金力は、世界トップ大学との差が拡大の一途

- 世界トップ研究大学の実現に向け、財政・制度両面から異次元の強化を図る
- ✓ 大学の将来の研究基盤への長期・安定的投資の抜本強化
- ✓ 世界トップ研究大学に相応しい制度改革の実行

## 制度概要

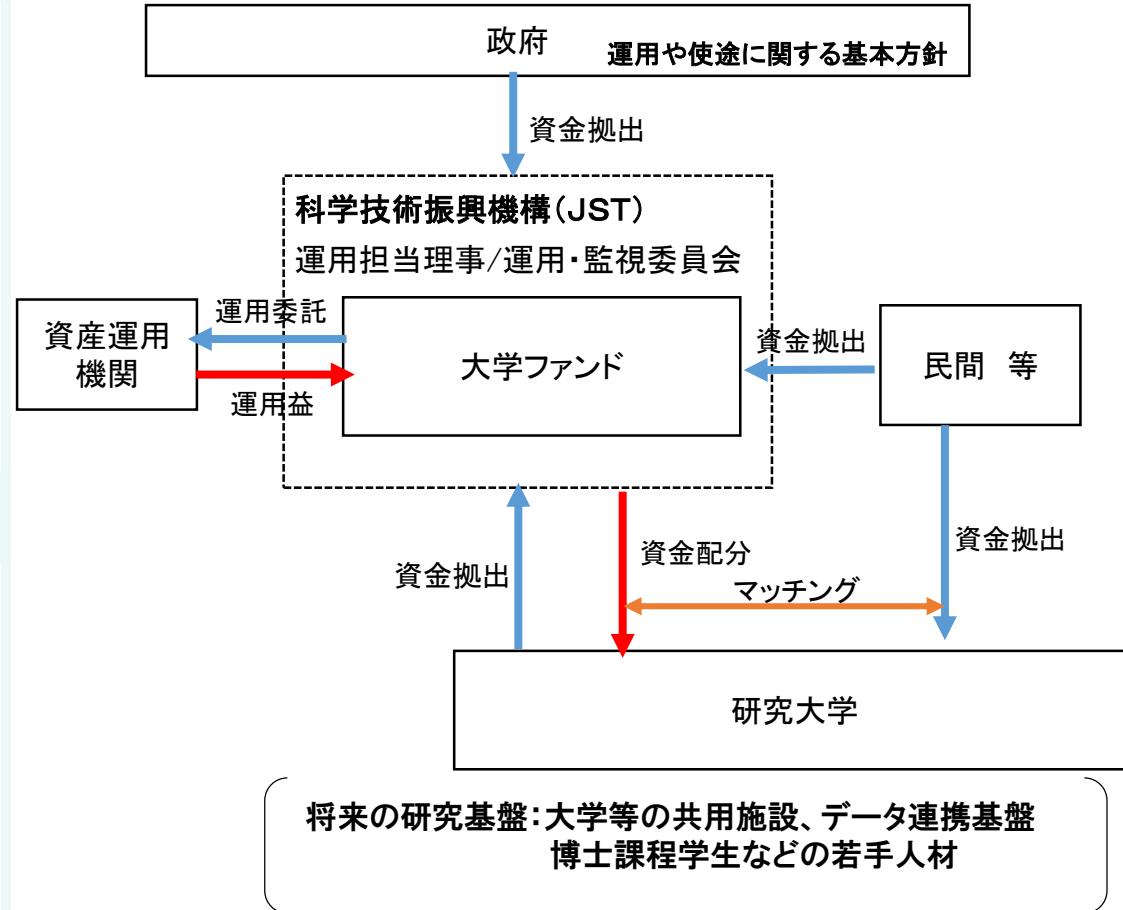
### 基本的枠組み

- 科学技術振興機構（JST）に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行
- 参画大学は、世界トップ研究大学に相応しい制度改革、大学改革、資金拠出にコミット
- ファンドは50年の时限、将来的に大学がそれぞれ自らの資金での基金運用するための仕組みを導入。

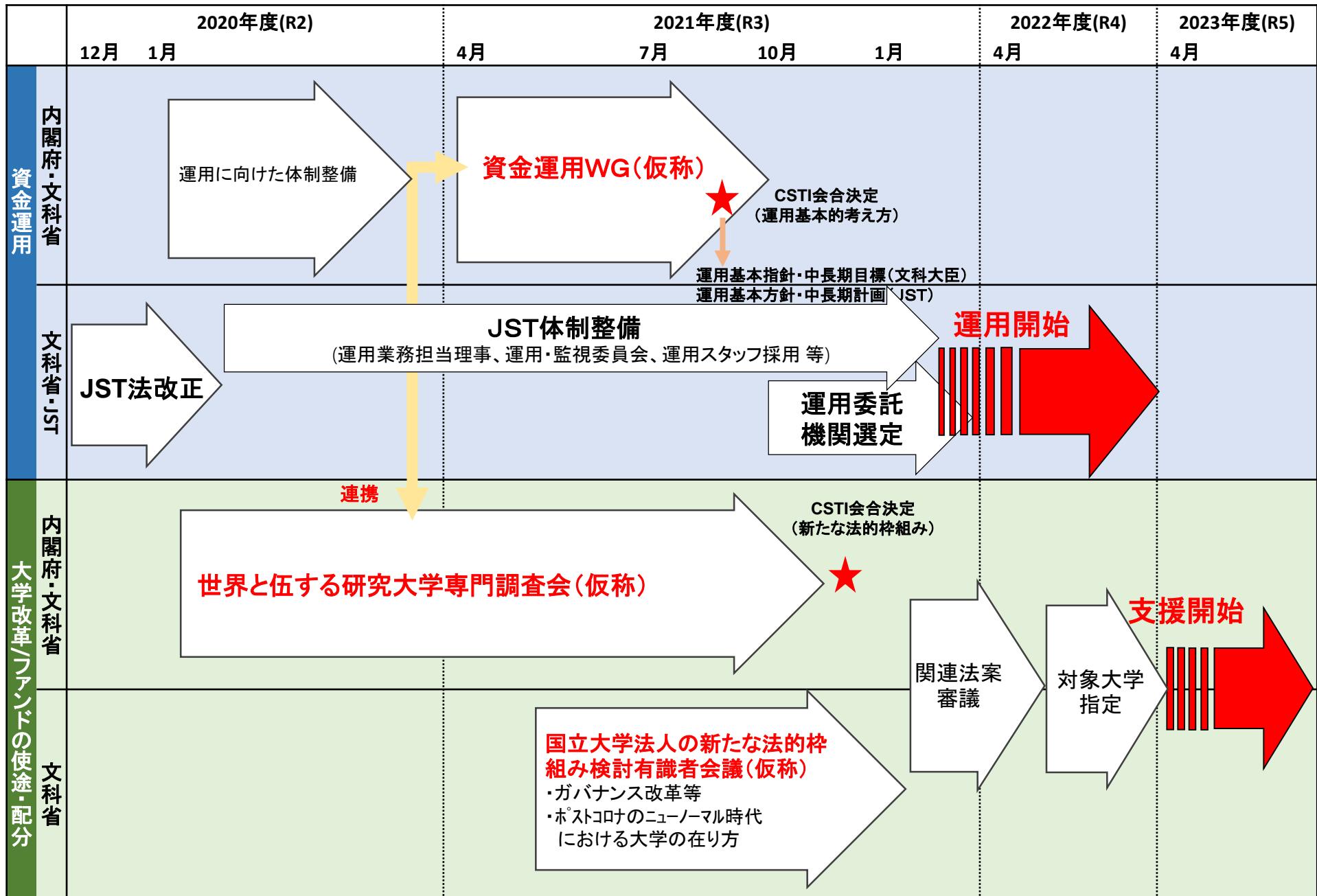
### 大学ファンドの運用

- 4.5兆円<sup>(※)</sup>からスタート、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模の運用元本を形成  
※政府出資0.5兆円（R2第3次補正予算案）、財投融資4兆円（R3財投計画額）
- 長期的な視点から安全かつ効率的に運用/分散投資/ガバナンス体制の強化など万全のリスク管理
- R3年度中の運用開始を目指す

### スキーム



# 大学ファンドの創設に係るスケジュール(イメージ案)



# 大学ファンド創設及び運用の基本的な考え方について

○ 大学ファンドは、次の考え方のもと創設し、運用開始する予定。

- ・ 国立研究開発法人 科学技術振興機構（ＪＳＴ）にファンドを設置。
- ・ 政府出資0.5兆円（2020年度第3次補正予算案）に加えて、財政融資資金4兆円（2021年度財政投融資計画案）を元本として運用開始（ファンドの期限50年）。
- ・ 早期に10兆円規模の運用元本形成を目指す。
- ・ 財政融資資金については、20年後を目途に今後の対応を検討することとし、融通条件（40年償還（うち据置期間20年）、元金均等償還）に沿って、順次約定償還。

## 【運用に当たっての留意点】

### （1）運用の基本的な考え方

- JSTにおける運用が長期的な視点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針を、文部科学大臣が示す。
- 長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定めるとともに、分散投資を行うなど各種リスク管理を行う。

### （2）ガバナンス体制

- ファンド運用に係るJST設置法の改正において、法人監査体制の強化、運用業務担当理事の新設や運用・監視委員会の設置等ガバナンス体制強化に係る規定を設ける。

### （3）リスク管理態勢

- 運用開始当初は、元本強化期間と位置づけ、例えば運用開始当初3～5年間は運用益の相当割合を元本強化に充てるなどの内容を含む元本強化計画を策定・実施。
- 万一計画の達成の見込みがない又は未達成であれば、リスク運用の停止や繰り上げ償還等を含む抜本的な改善計画を策定・実施する。

# 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において、政府出資や長期借入等により調達した資金を運用するとともに、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務（助成業務）を行うために必要な措置を講じる。

## 概 要

### 1. 資金の調達

JSTが、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、JST債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる

### 2. 資金の運用

資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託などの方法により安全かつ効率的に行うこと等を規定する

### 3. 運用の管理

- ① 助成業務に係る資金の運用に当たり、文部科学大臣は運用資産の構成の目標、資金の調達等に関する基本指針を定めてJSTに示し、これに基づきJSTは運用の基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと等を定める
- ② 資金運用を担当する理事（文部科学大臣承認）を置き、金融、資産運用等の専門家を充てるとともに、同分野の学識経験者・実務経験者からなる運用・監視委員会（文部科学大臣任命）を設置する

### 4. 業務の追加

助成業務及び国立大学寄託金運用業務をJSTの業務に追加する

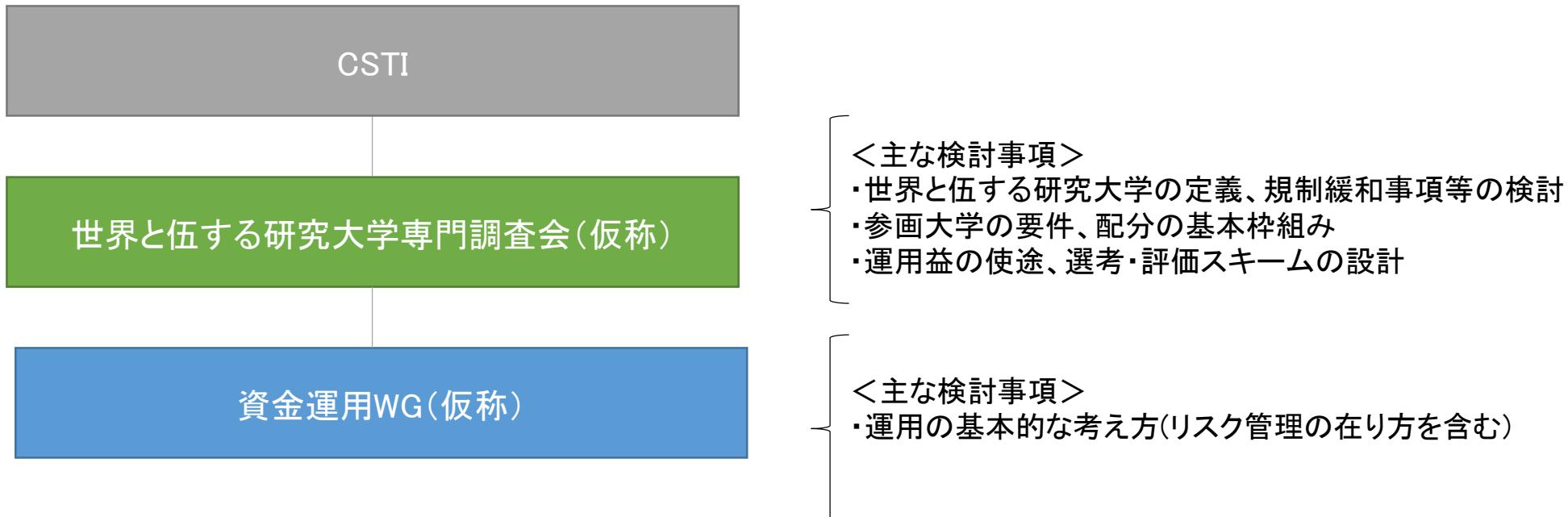
### 5. 損益処理

助成業務及び国立大学寄託金運用業務について、利益及び損失の処理の特例を設ける

## 施 行 期 日

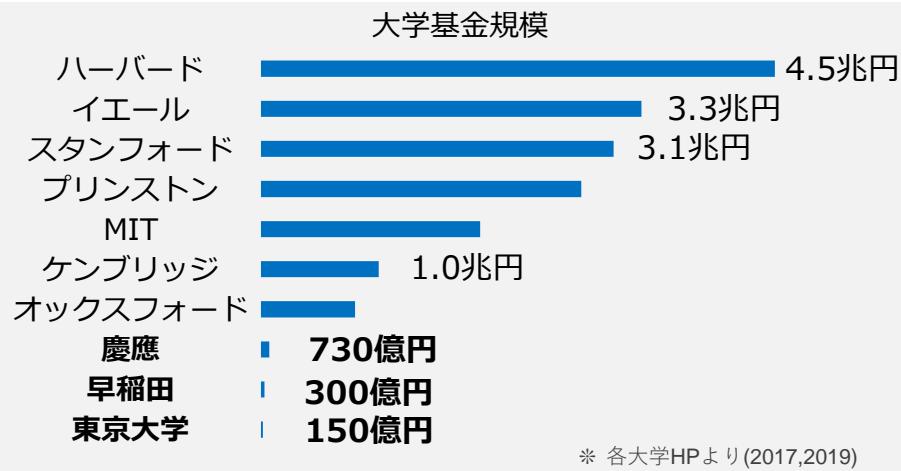
公布の日から起算して二十日を経過した日（補正予算関連法案）

- 大学ファンドの制度検討に当たっては、内閣府CSTIの下に専門調査会(世界と伍する研究大学専門調査会(仮称))を設置。
  - さらに、同専門調査会の下に、金融・経済等の専門家からなるワーキンググループ(資金運用WG)を設置し、資金運用に係る専門的事項を検討。
  - 専門調査会及びWGの運営に当たっては文科省とも連携。
- ※ 2021年1月の統合戦略推進会議においても、大学ファンドを議題とする方向で調整中。

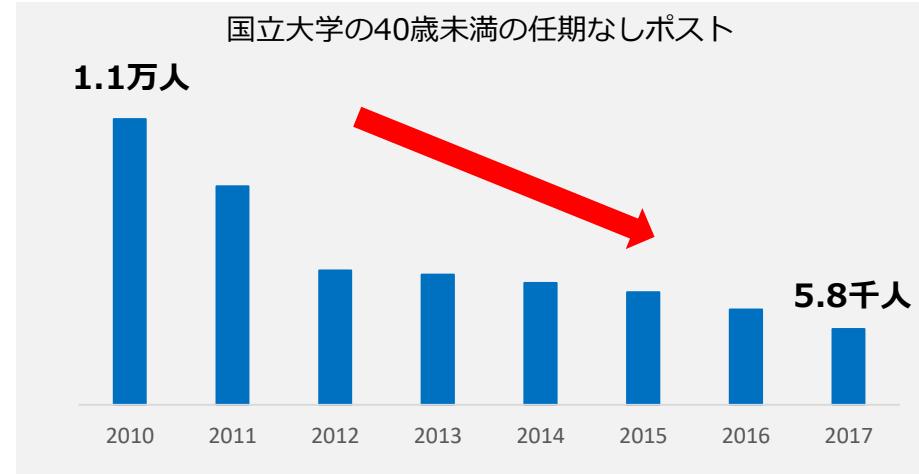


- 我が国の大学の資金力は乏しく、若手研究者に十分な給与やポストを提供することが困難な状況。
- これにより博士課程への進学率は減少し、結果として研究力(良質な論文数)は低下。

## 我が国の大学は海外大学と比べ資金に乏しい



## 若手研究者の安定的ポストは減少



## 博士進学率は減少



## 国際的な競争の激化

